

窓口でのキャッシュレス決済を導入します。(令和7年1月20日から)

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室建設業第二グループ

令和7年1月20日(月)から、これまで申請窓口で愛知県証紙による収納を実施している以下の手数料について、新たにキャッシュレス決済を導入します。なお、引き続き愛知県証紙による収納も可能です。

キャッシュレス決済が可能となる手数料の種類

建設業許可等手数料、解体工事業登録手数料、浄化槽工事業登録申請等手数料、建設機械打刻検認手数料

利用できる決済ブランド

クレジットカード



電子マネー



コード決済(スマホ決済)



※利用できる決済ブランドは、今後変更となる場合がありますので、最新の情報をHP等で御確認いただくようお願いします。

キャッシュレス決済に関する Q&A

Q 1. 証紙の利用は可能ですか。

A 1. 窓口では引き続き証紙による収納も可能です。

Q 2. どのタイミングでキャッシュレス決済による収納を行いますか。

A 2. 愛知県では、窓口にて申請書をお預かりし（仮受付）、仮受付後、内容確認作業を行い、結果をお知らせしています。確認終了後、改めて来庁いただき、証紙またはキャッシュレス決済により手数料を納めていただきます。

Q 3. 1つの申請の手数料を証紙とキャッシュレス決済を併用し収納することは可能ですか。

A 3. 当方の決済端末に事前に手数料を設定しているため、併用して収納はできません。

Q 4. 電子マネーの残高が足りない場合、チャージできますか。

A 4. 窓口では電子マネーのチャージができません。窓口で残高が不足しないようあらかじめ残高を御確認ください。

Q 5. クレジットカードで支払う場合、暗証番号の入力は必要ですか。

A 5. 暗証番号の入力が必要です。お客様御自身で暗証番号を入力していただきます。
なお、タッチ決済の場合はお客様による「カード会社控え」の御利用明細（レシート）への署名が必要な場合があります。

Q 6. クレジットカードで支払う場合、支払い回数は選べますか。

A 6. 支払い回数を選ぶことはできません。一括払いのみです。

Q 7. 複数の決済ブランドを組み合わせで支払えますか。

A 7. 決済方法の組合せはできません。いずれか一つのブランドを選んでください。

Q 8. 誤って決済してしまった場合、取消（返金）処理はできますか。

A 8. 窓口対応中に県側のミスにより歳入科目や金額等の誤りに気付いた場合のみ取消（返金処理）することになります。くれぐれも内容を十分御確認いただき、間違いのないように注意していただくようお願いします。

Q 9. 領収書を発行してもらえますか。

A 9. 窓口では領収書の代わりに御利用明細（レシート）を発行しています。領収書の発行はできませんので、あらかじめ御了承ください。

Q10. 1回の決済で複数件をまとめて支払うことはできますか。

A10. 1つの申請ごとに決済します。複数件まとめて支払うことはできません。